

議案第 22 号

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部改正について

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市富之保栗野集会場を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

関市地区公民センターの管理に関する条例（昭和47年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 関市富之保栗野集会場の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。